

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和4年9月26日



(派 11-300589)

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業主(弊社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

従って、弊社における情報提供を下記のとおり公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(%表記時の小数点第2位以下を四捨五入する。)

令和4年6月期(第13期) NEテクノ株式会社 事業報告

対象期間:令和3年7月1日~令和4年6月30日

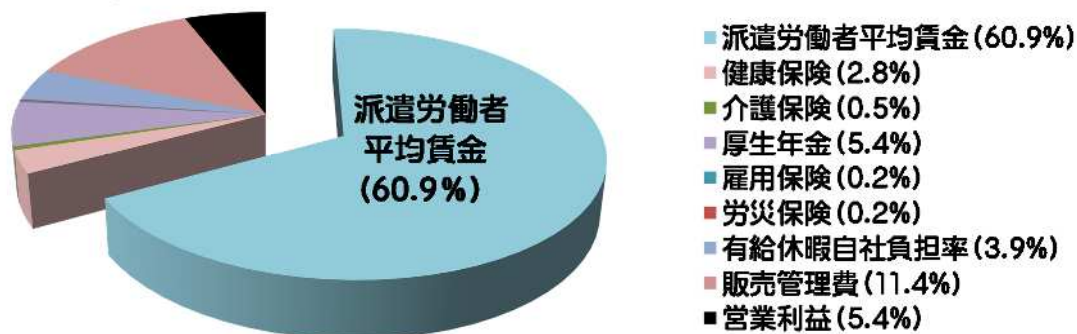
派遣労働者数(1日の平均):33名

派遣先の実数:10社

労働者派遣に関する料金額の平均額:32,014円(8時間/日)

派遣労働者の賃金額の平均額:19,500円(8時間/日)

マージン率(39.1%)



教育訓練に関する事項:

新規採用者訓練(3名)、派遣前訓練(1名)、維持・向上訓練(33名)を実施

福利厚生に関する事項(条件を満たす場合)

年次有給休暇、定期健康診断